

10 企業活性化支援利子補給制度

次に該当する商工業者（中小企業者）が設備投資を行った場合、支払われた利子額の一部を補助します。

- 対象者／① 保証協会の保証対象業種を営む方
② 経営内容が明らかであること ③ 町内に1年以上居住し、町内にある工場等へ設備投資を行った方
④ 町税等の滞納がない方（すべての要件に該当することが必要です）
- 対象設備の基準／① 経営安定に必要な機械の購入、設置または改造 ② 経営合理化のための工場または店舗の増改築
- 利子補給の対象となる融資／① 金融機関からの独自の設備金融融資を受けた場合 ② 京都府の制度融資を利用して設備金融融資を受けた場合
- 利子補給期間／借入の日から起算して3年間
- 利子補給額／年当たり上限14万円（1月1日から12月31日までに支払った利子について、翌年に交付します）
- 利子補給率／借入利率の1.0%を上回る部分を利子補給します（実質金利1.0%。延滞利子は補給対象外）
- 申請時期／「広報よさのお知らせ版」等でお知らせします。

11 信用保証料補助制度

商工業者が、次の京都府中小企業融資制度を受けるため、京都信用保証協会へ支払われた信用保証料の一部を補助します。

- 保証料補助の対象となる融資／京都府中小企業融資制度のうち、「一般振興融資」「小規模企業おうえん融資」「経営支援緊急融資」「あんしん借換融資」
- 対象者／① 町内に6ヵ月以上居住している方 ② 町内に主たる事業所を有する方 ③ 町税等の滞納がない方（すべての要件に該当することが必要です）
- 保証料補助額／1事業者当たり借受日を基準日として、1年度につき上限14万円
- 補助率／信用保証料の40%（借換資金に相当する保証料は除きます。）

補助金を5%削減します

ご理解いただきますようお願い申し上げます。
~~~~~  
町財政が厳しい状況にある中、各種団体向け、個人・企業向け（一部制度）補助金の削減を実施させていただきます。

（削減対象外：No.01・06・11）

## 京都府中小企業融資制度

- 融資制度／一般資金、小規模企業おうえん資金、あんしん借換資金、中小企業下支え資金、中小企業再生支援資金、中小企業再生支援資金、開業・経営承継支援融資、経営発展支援融資、和装産業取引改善等特別融資（その他の融資制度や特別優遇制度有り）
- 取扱金融機関（相談・受付機関）／京都銀行・京都北都信用金庫 各支店
- 問い合わせ先（市外局番：0772）／丹後広域振興局商工労働観光室（Tel 62-4304）・京都産業21北部支援センター（Tel 69-3675）・与謝野町商工会（Tel 43-1020）・与謝野町商工振興課（Tel 43-9012）

## 平成30年度与謝野町産業振興施策（支援制度のご案内）

# メニューは11種類!! ぜひご活用ください!

与謝野町では、がんばる事業者の皆さんの活躍を応援する各種支援制度を設けています。

### 新規メニュー

## 09 知的財産権取得支援事業

- 自社製品の付加価値化、新技術・新製品の開発促進を図ることを目的に、知的財産権の取得を行った町内中小企業者等に対し、取得に要した経費の一部を補助します。
- 補助対象経費／知的財産基本法第2条第2項に規定する知的財産権等（国外権利を含む）



### お知らせ

産業振興補助金については、交付要件の一つに「町税の滞納がないこと」を要件としてしておりますが、個人情報保護の観点から平成29年4月より、これまでの「承諾書」に代わり「納税証明書」を交付申請・実績報告時に提出いただくこととなります。

つきましては、平成30年度産業振興事業費補助金等の申請時には、下記の事項にご留意いただき、納税証明書を入手のうえ手続きいただきますようお願いいたします。

記

- 1 町税等納税証明書の申請窓口 与謝野町役場税務課（加悦庁舎）※野田川・本庁舎では発行できません。
- 2 証明書交付手数料 300円（1通につき）
- 3 「町税等納税証明書請求書」及び「町税等納税証明書」を税務課に提出し、証明書の交付を受けて下さい。（様式は、町ホームページからダウンロードできます。）

## 01 与謝野町企業立地促進事業

新たに事業所を設置又は増設する町内外の事業所に対し、奨励措置を用意しています。

- 対象事業所／① 町外企業が新たに町内に事業所を設置 ② 町内企業が現行事業を行いながら新たに町内に事業所を設置又は増設 ③ 町内企業が当該事業所を縮小又は廃止し、新たにその規模を超えて町内に事業所を設置
- 奨励措置／① 奨励金交付（固定資産税相当額・5年以内）② 助成金交付（固定資産の取得費の5%以内（上限2,000万円）又は奨励事業所当の新設等に伴い増加した町民の正規雇用者数に40万円を乗じて得た額（上限400万円）③ 企業立地に係る借入金に対する利子補助交付（年利1%以内の額で、200万円を上限とします。創業後5年間）

## 02 創業等支援事業

創業・事業拡大・事業転換の設備等に係る経費の一部を補助します。

| 概要       |                                          | 補助対象経費       | 補助金額                                                                   |                                                                                |
|----------|------------------------------------------|--------------|------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 創業       | 新たに商工業を開業する場合、経費の一部を補助します                | 設備等に<br>係る費用 | 100万円以上の<br>投資に対して<br>30万円<br>(経費の一部に研修等が<br>含まれる場合は、人材<br>育成事業の活用が可能) | 1,000万円以上の<br>投資に対して<br>100万円<br>(ハローワークを通<br>じて町内在住者1名<br>以上の常用雇用※が<br>必要です。) |
| 事業<br>拡大 | 現在の事業を継続しながら事業を拡大する場合、経費の一部を補助します        |              |                                                                        |                                                                                |
| 事業<br>転換 | 現在の事業を縮小・廃止し、新たに事業を起<br>こす場合、経費の一部を補助します |              |                                                                        |                                                                                |

- 申請条件等/①事業所等は町内に設けていただくことが必要です。②申請される法人または個人事業主は町内に住所を有する方に限ります。③補助金の交付は開業年度に限ります。④事業拡大・事業転換は日本標準産業分類の中分類を越えた事業分野への拡大・転換を条件とします。(製造業は事業拡大の条件が一部異なりますので、商工振興課まで)
- 申請受付/平成30年12月28日(金)まで

※「創業等支援事業」における「常用雇用」とは、ハローワークの紹介により契約期間の定めのない(定年制は除く)雇用契約という意味です。

## 03 人材育成事業

事業者が従業員等に対し、事業に不可欠な技術・資格の新規取得や技能習得を目的に外部から講師を招聘する研修を行うための経費の一部を補助します。

| 概要                                                     | 補助対象経費                        | 補助金額                        |
|--------------------------------------------------------|-------------------------------|-----------------------------|
| 技能習得を目的に外部から講師を招聘する場合、経費の一部を補助します                      | 講師派遣料                         | 対象経費の1/3以内で上限20万円<br>※1年度限り |
| 事業主または従業員が事業に不可欠な技術・資格の新規取得を目的とした研修に参加する場合、経費の一部を補助します | 公的機関等が開催する研修会の受講料・教材費・資格試験受験料 | 対象経費の1/3以内で上限5万円<br>※1企業当たり |

- 注意事項/①企業が経営の継続と発展のために加入している団体の講師・研修も対象とします。②資格取得を目的とした研修に参加する場合、試験合格に係る経費のみ補助対象とします。③資格更新は対象外とします。
- 申請受付/平成30年12月28日(金)まで

## 04 新商品・新製品開発事業

事業者が新商品・新製品を開発する経費の一部を補助します。

| 概要                                           | 補助対象経費                      | 補助金額                                                                   |
|----------------------------------------------|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 新商品・新製品を開発される場合、年間1テーマの開発に要する経費の一部を補助します     | 原材料費や<br>外注加工費等、<br>開発に係る経費 | 対象経費の1/3以内で上限30万円<br>(町内業者から補助対象等を購入等し、その支払額が補助対象経費の1/2以上の場合の上限額は50万円) |
| 異業種間連携により新技術・新製品を共同開発される場合、開発に要する経費の一部を補助します |                             | 対象経費の1/3以内で上限50万円                                                      |

- 申請受付/平成30年12月28日(金)まで

### 事前審査

いずれの制度も、事前審査が必要ですので、必ず事業に着手される前に商工振興課へご相談ください。事業着手後ではご希望に添えない場合がありますので、ご注意ください。

## 05 国内・海外販路開拓支援事業

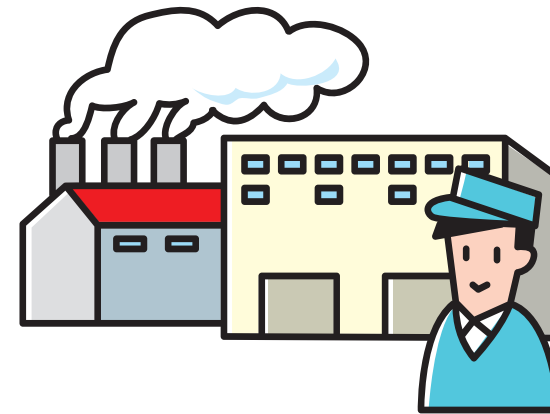
町内事業所(町内本社のみ)・団体が行う販路開拓事業に要する経費の一部を年1回を限度として補助します。(但し、同一会場での販路開拓事業については、3回まで)

- 補助対象経費/見本市・イベント等参加料、催事会場使用料、ブース料、宣伝販売員業務委託料、通訳・翻訳料、広告宣伝費、展示物作成委託料、運搬料等
- 補助金額/対象経費の1/3以内で、上限20万円(国内)、40万円(海外)
- 注意事項/①自社で企画・製造等をした商品・製品の販路開拓を行う場合に限り、②府外(京都市を除く)で販路開拓を行う場合に限り、③申請受付/平成30年12月28日(金)まで

## 06 産業振興貸付事業

事業者等が対象補助制度を活用する時、補助金支給までの間、補助金に相当する資金を町が貸し付けます。

- 貸付対象/産業振興事業費補助金、観光振興事業費補助金、農林業振興事業費補助金(災害復旧事業を除く事業)
- 貸付限度額/当該補助金額の範囲内
- 貸付利子/無利子
- 貸付期間/貸付けの日から、補助金が交付された日以降10日以内



### ご注意!!

いずれの制度も、町財政の状況により補助金額を調整することがあります。交付決定後の対象事業費の増額による補助金の増額は原則として認められません。支援を受けようと思われる方は、商工振興課へ事前相談をお願いします。

## 07 商業活性化支援事業

地域の特色を生かした魅力ある商店街づくりを推進するため、町内の商店街団体等が行う事業に要する経費の一部を補助します。

- 具体例/商店街等における街路灯・案内看板等の整備、共同利用施設の整備、地域のネットワーク構築に係る調査研究
- 補助対象経費/設備・調査に係る経費等  
※店舗等賃借料の補助対象は、1ヵ月20万円で6ヵ月を上限とします。  
※国又は京都府の補助金を町が受ける場合は、その金額を上積みします。
- 補助金額/対象経費の1/3以内
- 申請受付/平成30年12月28日(金)まで

## 08 アンテナショップ支援事業

京都府外(京都市は対象)における空き店舗を活用した特産品等の販売促進を行う経費の一部を助成します。

- 補助対象/①町内に住所を有し、京都府外(京都市を除く)において空き店舗を活用し、主に町の特産品を販売する方 ②町税等の滞納がない方
- 補助対象経費/店舗の賃借料、改装や設備、機器の購入費
- 補助金額/対象経費の1/3以内で上限50万円
- 申請受付/平成30年12月28日(金)まで

## 09 知的財産権取得支援事業

**NEW**

自社製品の付加価値化、新技術・新製品の開発促進を図ることを目的に、知的財産権の取得を行った町内中小企業者等に対し、取得に要した経費の一部を補助します。

- 補助対象経費/特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権等(国外権利を含む)の取得に係る費用
- 補助金額/対象経費の1/3以内で上限5万円、1事業所年度内1回限り、知的財産権取得の日から1年以内の申請に限り、③申請受付/平成30年12月28日(金)まで